

福岡大学医学部同窓会研究奨励賞規程

(目的)

第1条 福岡大学医学部同窓会(以下本会という)は会則第2条及び第5条に基づき、本会会員の行う優秀且つ重要な研究計画並びに研究成果に対し、福岡大学医学部同窓会研究奨励賞(以下奨励賞という)を授与し、その研究の推進と発展を助成し併せてその成果を表彰する。

(対象者)

第2条 前条の奨励賞の授与を受ける事の出来るものは、次の各号のうち本会の研究奨励賞選考委員会において選考された者とする。

1. 本会会員のうち正会員及び準会員
2. 本会会費を完納している者
3. 40才未満の者または学部卒業後10年未満の者

(募集)

第3条 本会は毎年1回、本会会報において奨励賞申請の募集を行う。

(授与申請)

第4条 奨励賞を受けようとする者は、研究計画の概要または研究論文と共に所定の申請書を本会あて提出するものとする。

(選考)

第5条 本会は提出された申請内容を審議選考するため選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会については別に定める

(授与件数と金額)

第6条 奨励賞の授与件数は毎年5件以内とする。

- 2 研究計画に対する授与対象期間(以下対象期間という)は1年とする。

(発表と授与)

第7条 奨励賞の授与はその氏名の発表と共に本会総会において行う。

(研究発表)

第 8 条 奨励賞を受けた者は研究成果について本会総会において口演発表するか、または本会会報に公表しなければならない。

第 9 条 (削除)

(外部への発表)

第 10 条 この研究成果を外部誌上に発表する場合は、本会奨励賞の授与を受けた旨を明らかにしなければならない。

付則 1 . この規程は平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

2 . この規程の施行にともない、福岡大学医学部同窓会研究助成金規程はこれを廃止する。

3 . この改正規程は平成 13 年 5 月 26 日から施行する。